

水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の指定について（案）

1 背景及び目的

「水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）」の施行により、防災上の配慮を要する者が利用する施設である要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となった。

対象となる施設は、「洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があるものと認められるものとして市町村防災会議が地域防災計画に定めた施設」であり、既に春日井市地域防災計画（様式・資料集）において庄内川、内津川、八田川の浸水想定区域や土砂災害警戒区域に存する要配慮者利用施設が指定されているが、庄内川の浸水想定区域が洪水発生条件の見直し（計画規模降雨（概ね 200 年に 1 回程度）から想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年に 1 回程度））により拡大したことに加え、国交省施行通知（平成 29 年 6 月 19 日国水政第 12 号）において、要配慮者利用施設の指定にあつては想定浸水深、施設の構造、利用状況、地域の実情を踏まえ、個別具体的に判断するとされたことから、2 に掲げる基準により見直しを行い、要配慮者利用施設（資料 2－1、2－2）を選定するものとする。

2 春日井市地域防災計画に要配慮者利用施設として記載する場合の基準

- (1) 庄内川、内津川、八田川における洪水想定浸水深が 0.5m 未満のみの施設は対象としない

※床上浸水以上の浸水が想定されず、屋外避難の必要性が低いため。

- (2) 中学校以上の年齢層を対象利用者とした学校は対象としない（特別支援学校は除く）

※教員の指示により、速やかに避難行動が行える年齢であるため。

- (3) 庄内川、内津川、八田川における洪水想定浸水深を上回る高さの階にのみ所在する施設であっても、原則対象とする

※施設が頑丈な構造であり、屋内待機により危険性が確実に回避できる旨、施設側から申し出があった場合は除外を検討する。

(4) 医療施設について外来施設は対象としない

※自らで避難行動が行える利用者または保護者同伴の利用者を対象としているため。

(5) 施設建物の一部が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の場合は対象とし、敷地の一部のみが区域内の施設は原則対象としない

※施設利用者の動線等を勘案して、指定が必要な場合は対象とする。



春日井市防災会議後、資料２－１、２－２のとおり、春日井市地域防災計画（様式・資料編）に記載し、要配慮者利用施設である旨の周知（市ホームページへの掲載）を行う。

また、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行うよう各施設へ通知するとともに、市ホームページに掲載している避難確保計画の作成の手引きやひな型について案内し、各施設における避難確保計画の作成を促進する。

参考 要配慮者利用施設の指定状況

区分		施設数	
		現状	案
洪水浸水想定区域	庄内川※	6 8	1 1 1
	内津川※	4 3	1 4
	八田川※	2 5	9
	計	1 3 6	1 3 4
土砂災害警戒区域		5	5
総計		1 4 1	1 3 9

※指定施設が複数河川で重複している場合は、河川ごとに計上